

選挙特報

知立市長選挙および
知立市議会議員補欠選挙のお知らせ

【とき】11月24日(日) 午前7時～午後8時 【ところ】市内15投票所

投票できる人

平成 18 年 11 月 25 日以前に生まれた人で、令和 6 年 8 月 16 日以前に知立市の住民基本台帳に登録され、引き続き知立市内に居住している日本国民

投票所

市内に 15 か所の投票所を開設します。
投票所入場券に投票所が記載してあります。

代理投票・点字投票

手や腕のけがなどで字が書けない人、読み書きの十分でない人のための代理投票、目の不自由な人のための点字投票制度が設けられています。

投票所入場券

投票所入場券は、1 人 1 枚、世帯ごとに封筒に入れて郵送します。投票には自分の投票所入場券を投票所へお持ちください。

投票所入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

開票

投票日の午後 9 時から中央公民館 2 階 講堂で行います。

不在者投票

仕事や用事などで、選挙期間中、知立市以外の市区町村に滞在している人、病院に入院中・老人ホームや老人保健施設等に入所中の人、身体に一定以上の障がいがある人が、所定の投票所へ行かずに投票できる不在者投票制度があります。事前の手続きが必要ですので、投票日に間に合うよう、早めに手続きを行ってください。詳しくは選挙管理委員会へお尋ねください。

(1) 知立市以外の市町村で投票する場合

知立市選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。

交付された投票用紙などを持って、滞在する市町村の選挙管理委員会に出向きます。

(2) 病院、老人ホーム等の施設で投票する場合

知立市内外問わず県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームや老人保健施設等に入所している人は、その施設で投票することができます。

施設に入所中や病院に入院中の人は、一度、施設や病院等にお問合せください。

(3) 郵便等で投票する場合

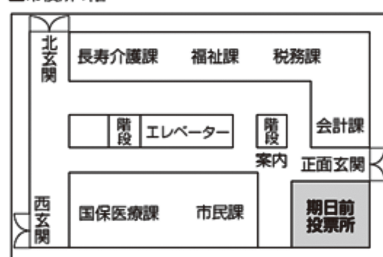
身体障害者手帳 1 級に該当する重度の障害をお持ちの方などや寝たきりの状態などで要介護 5 の状態にある方などは、法令上の要件に適合すれば、ご自宅から郵便等により投票できる場合があります。

期日前投票

投票日に仕事や用事などで投票に行けない人は、前もって「期日前投票」をすることができます。

期日前投票所	開設期間	時間
市役所1階 正面玄関ロビー	11月18日(月)～ 11月23日(祝)	午前8時30分～ 午後8時
中央公民館 大会議室	11月23日(祝) のみ	

■市役所1階



期日前投票をするにあたって、平日の夜間(午後 5 時 15 分から午後 8 時まで)および土曜日・祝日(午前 8 時 30 分から午後 8 時まで)は、正面玄関をご利用ください。

【投票所について】

投票日当日の投票所につきましては、市ホームページをご参照ください。投票日当日は、入場券に記載された投票所で投票してください。

投票所の一覧は右のQRコードを読み込んでください。



問 知立市選挙管理委員会事務局 (☎ 95-0113)

